

伊勢崎市監査委員告示第4号

公 表 書

令和7年度財政援助団体等監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和8年4月3日

伊勢崎市監査委員	光	山	喜一郎
同	高	田	嘉郎
同	長	沼	宏泰

記

1 財政援助団体等監査結果報告書

補助金団体

十王自動車株式会社（都市計画部交通政策課）

伊勢崎市コミュニティバス運行経費補助金

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和2年3月12日監査委員訓令甲第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の日程及び対象

令和8年2月4日（水）

○補助金団体

十王自動車株式会社（都市計画部交通政策課）

伊勢崎市コミュニティバス運行経費補助金

4 監査の着眼点

所管部局に関しては、補助金の決定は法令等に適合しているか、補助金の交付目的及び補助対象の事業の内容は明確か、補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。

補助金団体に関しては、事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか、事業は計画及び交付条件に従って実施され十分効果が挙げられているか、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか、出納関係帳票の整備、記帳は適正か、補助金に係る収支の会計経理は適正か。

5 監査の実施内容

（1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類

を試査又は精査をして予備監査を実施した。

- ア 決算関係書類の整備状況について
- イ 予算の執行状況について
- ウ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- エ 金銭の出納、預金通帳の管理について

(2) 本監査

当該監査は、伊勢崎市役所監査委員室において、監査委員3名と事務局職員が、提出資料と予備監査結果に基づき、事務責任者、所管部局職員と質疑応答方式で実施した。

6 監査の結果

伊勢崎市コミュニティバス「あおぞら」は、公共施設・公益施設の利用者並びに高齢者等の交通弱者の交通手段を確保するために、平成20年から運行を開始し、現在11路線で運行している。現在の運行主体である十王自動車(株)は、市と「伊勢崎市コミュニティバス運行に関する協定書」を締結しコミュニティバスの運行をしており、市は補助金等交付規則等に基づき、伊勢崎市コミュニティバス運行経費補助金を交付している。

監査を実施した結果、運営、事務執行について、事業目的に沿って行われており、規定に基づく義務の履行についても概ね適正に実行されていることが認められた。

今後も引き続き関係部局と連携を図り、安心安全な運行事業を実施しながら、適正な管理運営を期待するものである。